

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月17日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第2号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年大和市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1中5の項を削り、6の項を5の項とする。

別表第2、1の項中「大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる事業等に関する情報」を「公的給付支給等口座登録簿関係情報」に改め、同表2の項中

「社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの	「社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの	に改め、同表3の項中
大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる事業等に関する情報であって規則で定めるもの	を	

「昭和60年法律第34号」を「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）」に改め、同表6の項、7の項、9の項及び13の項中

「社会局長通知による外国人に対する生活保護の措	を	「社会局長通知による外国人に対する生活保護の措	に改め、同表16の項中
-------------------------	---	-------------------------	-------------

置に関する情報であって規則で定めるもの

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる事業等に関する情報であって規則で定めるもの

置に関する情報であって規則で定めるもの

公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

を

に改め、同表 1 7 の項、

1 8 の項、2 0 の項から 2 2 の項まで及び 2 4 の項中

社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

を

に改め、同表 2 7 の項

中「大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる事業等に関する情報」を「公的給付支給等口座登録簿関係情報」に改め、同表 2 7 の 2 の項及び 2 8 の 2 の項から 2 8 の 5 の項までの規定中

社会局長通知による外国

を

社会局長通知による外国

に改め、同表 2 9 の項

人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

を削り、同表 28 の 6 の項中

「
社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

「
社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

を

に改め、同項を同表 29

の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。